

◇女性活躍推進法に基づく女性の活躍に関する情報公表◇

①【女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供】

・ 管理職に占める女性労働者の割合

12 名中 8 名（66.7%）

・ 男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全ての労働者	79.1%
正規労働者	89.0%
非正規労働者	46.5%

※・対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

- ・ 賃金：基本給・時間外手当・諸手当（通勤手当を除く）、賞与
- ・ 労働者の人員換算については、正規労働者月平均の所定労働時間（1ヶ月 172 時間）で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出しています。
- ・ 非正規労働者における賃金差異については、非正規労働者に男性医師の賃金が含まれるために差異が発生しています。

②【職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備】

・ 有給休暇取得率

76.1%